

1. 日 時 令和5年4月28日（金）午後6時00分

2. 出席者

委 員：白川 重敏、小坂 克信、和田 哲、坂本 要、内野 秀重
鎌倉 佐保、眞下 祥幸

事務局：立川市生涯推進センター長 庄司 康洋
立川市生涯推進センター文化財係長 浦島 利浩、文化財係 山路 隼人

3. 資料1 人事異動について

事務局より資料1「立川市教育委員会事務局組織図」に沿って説明。令和5年度人事異動と、文化財係の職務分担について報告。新任職員紹介及び挨拶。

4. 報 告

1) 資料2 事業報告及事業予定について

事務局より令和4年度資料館・古民家園入園統計、令和5年度1月～4月事業報告、令和5年度5月～7月の事業予定を報告。

2) 資料3 埋蔵文化財調査及び調査報告書について

事務局より、昨年度1月から4月までに現地調査を行った資料3「埋蔵文化財調査報告」に沿って状況を報告。

3) 資料4 令和5年度文化財保護に要する予算の概要について

事務局より、資料4「令和5年度文化財関係歳出予算表」に沿って報告。令和5年度当初予算概要、前年度比較について説明。

4) 資料5 令和4年度歴史民俗資料館・古民家園事業計画について

事務局より、資料5「歴史民俗資料館・古民家園事業計画表」に沿って報告。主に企画展の年間展示計画を説明。

眞下委員：「新収蔵品展」について。例年、どの程度の数の寄贈件数になっているか。

年にもよるが50件前後、300～500点の寄贈があるのであれば資料の保管場所も必要である。保存スペースの確保を今後もすすめていただきたい。

5) 資料6 国指定史跡玉川上水等の現状変更について

事務局より、資料6に沿って報告。

玉川上水下のシールドトンネル工事についての申請及び経過と報告。

昭和記念公園内こもれびの里より事前相談のあった、市指定有形文化財石井家住宅の現状確認について報告。芽茸については同質同銘木材での修理をお願いする。

5. 議 題

1) 資料7 市指定有形文化財の指定について

事務局：4月27日（木）教育委員会定例会において、資料7の諮問書が教育委員会から発出された。それを踏まえ、全4件の文化財の立川市指定有形文化財の指定についての答申に向け、諮問内容に係る文化財調査票を確認の上、答申案の作成、不足調査について意見をいただきたい。答申までのスケジュールを委員で確認して欲しい。事務局としては近年の指定は3月に行っているため、1月の審議会で答申書がまとまればと考えている。また、改めて指定の根拠について添付の基準書をもとに確認していきたい。

事務局：諮問の際に「普濟寺～」と文頭につけているが、その辺も含め状況などについてご教授いただき、ご審議いただきたい。

[1] 普濟寺版 大方等大集経

事務局：法量や形態は添付の資料を確認いただき、文化財を限定する情報として正しい表記なのか、ご査読いただきたい。資料で用意した指定基準では3書籍・典籍に該当し、その中で指定根拠は（4）または（5）に該当すると考えるが、ご確認いただきたい。また、経典内の蔵書印には鶴ヶ「岡」八幡宮寺、奉納の刊記には、「岳」を多用している。答中文には文字に揺るぎが出てしまうが、どの表記を適字とするか、ご確認、ご意見をいただきたい。

委員：一般的に使われているのが「岡」のため、それと合わせてよいのでは、と回答。概要の行政文書などを伝える際には一般の名称に合わせる。また、この時代では「宮寺」と記すが、研究上でも現在、鶴岡八幡宮と記すことで鶴岡八幡宮寺を指しているため、「寺」の字はつけなくてもよいと回答。

委員：指定基準が典籍であることは間違いない。時期的にみて重要と認めることができるが、その他全国の経典と比べると、立川市文化財指定基準3（4）には該当しない。流派に該当すると考え、3（5）にあたると整理がつくと考える。

[2] 普濟寺古過去帳

事務局：一冊、題箋がついていないものがあり、内扉に「古過去帳」と書いてあり、題名の記載についてご見解いただきたい。また、指定根拠は近世の古文書、日記類ということで基準4（5）に該当すると考えているが、基準（2）や（4）も含む内容である。

委員：記述されたのは近世で、内容は中世にかかる内容が多く示されているが、4（5）の文頭の「及び」に含まれるとし、4（5）に該当すると考える。また、中世の内容が多く含まれているという点に着目しているという意見を踏まえ、4（2）や（3）といった歴史的・学術上重要などの積極的な判断が相応しい。

事務局：上記意見を踏まえ、類例等を詮索し次回の会議で報告し検討する。

委員：題箋の無いものについては、『』はなく表記はするとし、『 』（内題 古過

去帳)とする。この表記が一般的と思われる。また、法量には帳数(ページ数)を入れて整理すること。

[3] 普濟寺梵鐘

事務局：寸法や材質等については、宝物資料を観察した調査が十分にできておらず、過去の調査資料をもとに記述しているため、今後事務局側で詳しく確認する予定である。

委員：指定基準の指標については、記銘の部分に着目するのであれば歴史資料に該当する。また、工芸品として指定するのであれば工芸物としての調査、評価が必要である。デザインが突出しているなど、特徴がなければ工芸品としての評価は難しいと考える。

事務局：事務局で課題を整理調査し、次回も答申内容の確認を進めていきたい。

次回開催予定：令和4年7月28日(金)午後5時～